



2020年9月4日

各 位

会社名 住友精密工業株式会社
 代表者名 代表取締役 社長執行役員 高橋 秀彰
 (コード番号 6355 東証第一部)
 問合せ先 総務人事部長 奥野 寛昭
 (TEL:06-6482-8811)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を本年9月29日開催予定の第74期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1 提案の理由

- (1) 現行定款第3条につきまして、現在実施していない事業目的を削除するものであります。
- (2) 当社では、経営の意思決定・監督機能と業務執行の機能を分け、取締役会の監督機能を十分に発揮し、また業務執行機能の強化を図ることを目的として、2017年6月に執行役員制度を導入しております。そこで、定款上も取締役及び執行役員の役位・役割を明確にし、これに関連して株主総会及び取締役会の議長についての定めを変更するため、現行定款のうち、取締役に関する規定の変更、執行役員に関する規定の追加及びその他の関連規定の変更を行うものであります。
- (3) 執行役員制度による経営体制が定着したことに伴い、取締役の定員を合理的な水準に改めるため、現行定款第19条の取締役の員数を変更するものであります。

2 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第3条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 次の製品の製造・販売及び修理 (1)プロペラ・脚その他の航空宇宙用機器 (2)熱交換器・油圧機器・ <u>真空機器</u> ・半導体及びMEMS製造装置・液晶製造装置・ <u>無線センサネットワーク用装置</u> ・送風機その他の産業用及び輸送用機械器具 (3)オゾン発生装置その他の電気機械器具並びにオゾン水・オゾンガスその他のオゾン応用品 (4) <u>燃料電池</u> その他の発電用電気機械器具	第3条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. (現行のとおり) (1) (現行のとおり) (2)熱交換器・油圧機器・半導体及びMEMS製造装置・液晶製造装置・送風機その他の産業用及び輸送用機械器具 (3) (現行のとおり) () (削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(5)環境保全用機械器具</p> <p>(6)前記各製品に関連する機械器具・装置及びプラント</p> <p>2. 土木・建築及び設備工事の請負</p> <p>3. 前各号に付帯又は関連する一切の事業</p> <p>第 14 条（招集権者及び議長）</p> <p>総会は、<u>取締役会の決議によって</u>社長が招集し、その議長となる。</p> <p>②社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、<u>他の取締役</u>がこれに当たる。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 <u>取締役及び取締役会</u></p> <p>第 19 条（員数）</p> <p>当会社に取締役 <u>15</u>名以内を置く。</p> <p>第 23 条（役付取締役及び代表取締役）</p> <p>取締役会は、その決議をもって取締役中から取締役会長及び社長各 1 名、<u>副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名</u>を選定することができる。</p> <p>②取締役会は、その決議をもって代表取締役若干名を選定する。</p> <p>③代表取締役は、おのおの当会社を代表する。</p> <p>④各代表取締役は、<u>取締役会の決議により業務を執行する。ただし、日常業務は、各代表取締役においてこれを専行することができる。</u></p> <p>第 26 条（招集権者及び議長）</p> <p>取締役会は、取締役会長が招集し、その議長となる。</p> <p>②取締役会長に欠員又は事故があるときは、<u>社長がこれに当たり、社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役</u>がこれに当たる。</p> <p>③取締役会の招集の通知は、各取締役及び各監査役に対して会日より 3 日前に発する。ただし、</p>	<p>(4) (現行のとおり)</p> <p>(5) (現行のとおり)</p> <p>2. (現行のとおり)</p> <p>3. (現行のとおり)</p> <p>第 14 条（招集権者及び議長）</p> <p><u>株主総会</u>は、<u>社長執行役員</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>②<u>社長執行役員</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、<u>代行者</u>がこれに当たる。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 <u>取締役、取締役会及び執行役員</u></p> <p>第 19 条（員数）</p> <p>当会社に取締役 <u>10</u>名以内を置く。</p> <p>第 23 条（役付取締役及び代表取締役）</p> <p>取締役会は、その決議をもって取締役中から取締役会長 1 名を選定することができる。</p> <p>② (現行のとおり)</p> <p>③ (現行のとおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>第 26 条（招集権者及び議長）</p> <p>(現行のとおり)</p> <p>②取締役会長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。</p> <p>③ (現行のとおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>取締役及び監査役全員の同意があるときは、この期間を短縮し、又は省略することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>第 30 条～第 43 条 (記 載 省 略)</p>	<p><u>第 30 条 (執 行 役 員)</u></p> <p><u>取締役会は、その決議をもって、執行役員を定め、当社の業務を分担して執行させる。</u></p> <p><u>②取締役会は、その決議をもって、社長執行役員を定めるほか、副社長執行役員、専務執行役員及び常務執行役員を定めることができる。</u></p> <p>第 31 条～第 44 条 (現 行 の と お り)</p>

3 日程

定款変更のための株主総会開催日

2020 年 9 月 29 日

定款変更の効力発生日

同日

以 上